

山梨県青少年総合対策本部規程

昭和58年3月25日

山梨県訓令甲第 3号

改正	昭和60年	3月30日訓令甲第17号
	平成 4年	3月30日訓令甲第 4号
	平成 5年	3月31日訓令甲第 1号
	平成 7年	3月16日訓令甲第 1号
	平成 9年	3月31日訓令甲第 5号
	平成12年	3月31日訓令甲第16号
	平成14年	3月29日訓令甲第 2号
	平成15年	4月 7日訓令甲第 9号
	平成16年	3月31日訓令甲第 1号
	平成17年	3月31日訓令甲第 1号
	平成19年	3月30日訓令甲第 5号
	平成19年	5月11日訓令甲第18号
	平成20年	3月31日訓令甲第 3号
	平成21年	3月31日訓令甲第 5号
	平成22年	4月 1日訓令甲第17号
	平成23年	4月 1日訓令甲第13号
	平成25年	3月29日訓令甲第10号
	平成28年	3月31日訓令甲第30号
	平成31年	4月 8日訓令甲第10号
	令和 2年	4月 6日訓令甲第11号
	令和 3年	4月15日訓令甲第11号
	令和 5年	4月27日訓令甲第10号
	令和 5年10月20日	訓令甲第22号
	令和 6年	3月29日訓令甲第15号
	令和 7年	5月19日訓令甲第15号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程を次のように定める。

山梨県青少年総合対策本部規程

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和32年山梨県訓令甲第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 青少年行政を総合的に推進するため、山梨県青少年総合対策本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 本部は次に掲げる事務を行う。

- 一 青少年行政に関する基本的かつ総合的な施策の樹立に関すること。
- 二 青少年行政に関する行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること。

（本部長等）

第3条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。ただし、副知事が欠けたときは、主務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 5 本部長は、部務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 本部員は、部務をつかさどる。

(幹事)

第4条 本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は必要に応じて、同表に掲げる職以外の職にある者を幹事として、任命することができる。
- 3 幹事は、部務に参画する。

(事務局)

第5条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局に関する事務は、社会教育課が行う。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長は、社会教育課長を、事務局次長は社会教育課総括課長補佐をもって充てる。
- 5 事務局員は、社会教育課の職員のうちから、本部長が任命する。
- 6 事務局長は、事務局に関する事務を掌理する。
- 7 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 事務局員は、事務局に関する事務を処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

(以下 略)

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

高度政策推進局長 総合県民支援局長 新価値・地域創造推進局長 総務部長 防災局長 福祉保健部長 森林環境部長 産業政策部長 観光文化・スポーツ部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 公営企業管理者 教育長 警察本部長

別表2 (第4条関係)

政策参事 男女共同参画・多様性推進課長 子育て・次世代サポート課長 こども福祉課長 まなび支援課長 働く人・働き方支援課長 福祉保健総務課長 障害福祉課長 衛生薬務課長 健康増進課長 産業人材課長 農業技術課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育・児童生徒支援課長 社会教育課長 保健体育課長 生活安全企画課長 人身安全・少年課長 交通指導課長
